

第三次草加市障がい者計画パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集

- (1) 募集期間 平成29年12月5日～平成30年1月5日
(公表の日から32日間)
- (2) 意見募集方法 郵送、Fax、電子メール、直接持参
- (3) 募集結果 提出意見 25件(3人)

2 いただいた意見に対する市の考え方

「第三次草加市障がい者計画」素案に対し募集期間(12月5日～1月5日)中に寄せられたご意見について、次のとおり市の考え方を公表します。

ご意見の概要	市の考え方、対応
障がい者が自分の意思で自由に行動できるまちづくりが、基本理念「ノーマライゼーション」のもと、市民の理解で急速に進展することを願う。	ご意見いただきましたとおり、本計画の基本理念である「ノーマライゼーション」のもと、障がいのある人が自らの意思で自由に行動できるまちづくりにつながるものになるよう取り組んでまいります。
今回の障がい者計画の概要版は、全文ルビ付きを作成し、窓口での閲覧と配布及び市ホームページへの掲載をしていただきたい。	ルビにつきましては、文章が読みにくくないよう配慮する中で、最良の方法を検討してまいります。
障がい等の子どもを受け入れるための環境整備(予算や人材の確保等)は大変だと思いますが、障がいのある子どもたちの地域社会への参加・包容の考え方を取り入れていくことは必要。	ご意見いただきましたとおり、障がいや発達に心配のある子どもたちの地域社会への参加・包容の考え方を取り入れながら、障がいや発達に心配のある子どもたちを受け入れるための環境整備に取り組んでまいります。
企業が障がい者を受け入れやすいよう、市の努力とともに、国・県に補助・支援制度の拡大を訴えていただきたい。	いただいたご意見の趣旨は、具体的な施策や運営等の検討において参考とさせていただきます。
障がい者自身も必要に応じて、福祉施設や教育施設等で職業訓練を受けられ、自身の力を高められるよう、制度を充実させて欲しい。	いただいたご意見の趣旨は、具体的な施策や運営等の検討において参考とさせていただきます。
ホームドアなど、障がい者に必要な設備や配慮をして欲しい。	いただいたご意見の趣旨は、具体的な施策や運営等の検討において参考とさせていただきます。
「保育所等訪問支援」について、保育園、幼稚園、認定子ども園、児童クラブを利用するなど	いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、保育園以外の施設を具体的に示します。

と表記し、保育園以外の通園（所）施設を具体的に示していただきたい。	
放課後児童クラブの体制の充実内容を示していただきたい。	いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、放課後児童クラブの体制の充実内容を示します。
障害者差別解消法による市の取組として市職員への研修が示されているが、その他の取組を少し具体的に示していただきたい。	いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、障害者差別解消法による本市の取組を具体的に示します。
それぞれの障がいに応じた「分かりやすい、平易な言葉等」による情報提供やコミュニケーション支援の充実を進めていただきたい。	ご意見いただきましたとおり、それぞれの障がいに応じたわかりやすい、平易な言葉等による情報提供やコミュニケーション支援の充実に取り組んでまいります。
「第二次草加市障がい者計画」のもと、高次脳機能障害者への相談体制の充実について、どのような対応を検討し、どのように次期計画に活かしていくのか、計画に具体的な施策を記していただきたい。	いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、高次脳機能障がい者への相談体制の充実について、内容を具体的に示します。
高次脳機能障害について、どのように広報し、どのように啓発していくのか、高次脳機能障害の早期発見・早期対応、高次脳機能障害者への連続したケアの提供など、「高次脳機能障害支援施策」を、計画の精神障害者支援のところに記していただきたい。	いただいたご意見の趣旨は、具体的な施策や運営等の検討において参考とさせていただきます。
小児の高次脳機能障害への支援について計画に記していただきたい。	いただいたご意見の趣旨は、具体的な施策や運営等の検討において参考とさせていただきます。
高次脳機能障害者への就労支援について、具体策を計画に記していただきたい。	いただいたご意見の趣旨は、具体的な施策や運営等の検討において参考とさせていただきます。
「円滑なコミュニケーションの支援」の対象に高次脳機能障害などが含まれること、入院中もコミュニケーション支援が受けられることを計画に記していただきたい。	いただいたご意見の趣旨は、具体的な施策や運営等の検討において参考とさせていただきます。
総論的に今回の計画策定にあたっての背景等（草加市のこれまでの計画策定の経緯や国の障害者制度改革の動向等）を書き加えていただきたい。	いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、今回の計画策定にあたっての背景等を追記します。
「障がい児保育の充実」を「障がい児保育・教育の充実」としていただきたい。	いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、表記を変更します。

<p>「障害者差別解消法の趣旨」について、趣旨内容（不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務）を少し追加していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、障害者差別解消法の趣旨を追記します。</p>
<p>広報紙等による啓発について、「知的障がいや精神障がい」の次に「発達障がい」を加えていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、追記します。</p>
<p>広報紙による啓発について、「その趣旨である障がいを理由とする不当な差別の禁止や合理的配慮の提供」を追加していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、追記します。</p>
<p>「統合的教育」「統合的保育」とは、どのような教育・保育の内容なのか、どのような考え方に基づいた教育・保育なのか、簡単な説明文を加えていただきたい。</p>	<p>統合的教育、統合的保育は、障がいのある子どもとない子どもを同じ場所で教育または保育をすることです。 ご意見をいただき、国の動向を踏まえつつ内容を見直す中で、当該箇所は具体性を欠くことから削除し、表記をノーマライゼーションの理念から、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組に言及する項目に変更します。</p>
<p>「特別支援学級」「通級指導教室」については、用語の解説に入れていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、用語の解説に追加します。</p>
<p>「巡回支援等」について、巡回支援の対象施設及び実施機関名等を記載した上、用語の解説で説明していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、用語の解説に追加します。</p>
<p>「合理的配慮」の説明を用語の解説に入れていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、用語の解説に追加します。</p>
<p>「統合的教育」「統合的保育」の説明を用語の解説にも入れていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨を計画に反映し、当該用語に代わり「インクルーシブ教育システム」の説明を用語の解説に追加します。</p>

問合せ先

健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係

電話 048-922-1436（直通）